

「フィールド外での治療および負傷の程度の判断に関する実施手順」

はじめに

この実施手順は、第5条に定められている、競技者が競技のフィールド上で負傷の程度の判断または治療を受けた場合*、あるいは競技者の負傷によりプレーが停止された場合に、競技者はフィールドを離れ、プレー再開後1分間は競技のフィールド外にいないなければならないという要件に関するものである。

*第5条では特定の状況に限り、フィールド上での治療を認めている(以下を参照)。

この目的は、試合のテンポの乱れを減らすためだけでなく、メディカルスタッフが競技のフィールド外で競技者の負傷の程度を見きわめ、プレーを続けさせるべきかどうかを判断するために必要な時間を確保することにある。

進め方

1分間、競技のフィールドを離れなければならない要件

- フィールドプレイヤーは、次のいずれか1つ、またはそれ以上に該当する場合、プレーが再開されてから1分間は競技のフィールドを離れていることが求められる。
 - 競技者が実際に負傷する、または負傷の疑いがあることでプレーが停止される。
 - 主審がメディカルスタッフに競技のフィールドに入るよう合図した。
 - 主審が競技者にフィールド上での負傷の診断が必要かを聞き、競技者がそれを求めた。
- メディカルスタッフには、フィールド上で初期診断を行うための十分な時間が与えられるべきではあるが、重傷の場合を除きフィールド上での治療を行ってはならない。
- いかなる初期診断のあとも、競技者は以下に示される場合を除き、競技のフィールドを離れ、プレーが再開され1分が経過(時計を止めずに計測)するまで離れたままでいなければならない。

競技のフィールド外にとどまる1分間について

- 競技のフィールド外にとどまる1分間は、プレーが再開されたときに始まる。
- その1分間は時計を止めずに計測され、主審によって決定される。主審は、その他の審判員により援助を受けることもできる。
- 競技者は、主審の承認を受けた後にのみ復帰できる。ボールがインプレー中はタッチラインから復帰しなければならないが、アウトオブプレー中であれば、いずれの境界線からであっても復帰できる。
- 負傷した競技者が交代する場合、交代は遅らせない。
- 1分間が経過する前に前半が終了した場合、競技者は後半の開始時から復帰することができる。この原則は以下の場合にも適用する。
 - 通常の試合時間の終了時と延長戦の開始時
 - 延長戦におけるハーフタイム
 - 延長戦の終わり時とPK戦(ペナルティーシュートアウト)

競技者は、以下の場合には1分間競技のフィールドを離れる必要はない。

- その競技者が、
 - 負傷の診断は必要ないと答えたとき。ただし、プレーがその負傷により停止された場合を除く。または、
 - プレー中または、プレーの停止中にプレーの再開を遅らせないよう、自ら競技のフィールドを離れるとき
- 競技者が、フィールド上で治療を受けることが第5条により認められる、以下のような負傷があった。
 - ゴールキーパーが負傷した
 - ゴールキーパーとフィールドプレイヤーが衝突し、対応が必要になった
 - 同じチームの競技者が衝突し、対応が必要になった

- 重篤な負傷が発生した。特に頭部の負傷(例 脳振盪)、心臓に関わる問題、または生命を脅かすような症状(例 痙攣、窒息など)
- 相手競技者が警告される、または退場を命じられるような体を用いた反則(例えば、無謀な、または著しく不正なファウルとなるチャレンジ)の結果として競技者が負傷した
- ペナルティーキックが与えられ、負傷した競技者がキッカーとなった